



リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 井口 奈緒子
 (兵庫県弁護士会所属)



第146回 株主総会 すべてオンラインの時代に？

1 オンラインでの株主総会

コロナ禍において社会全体で急速なデジタル化が進められる中、会社における株主総会のオンライン化も法整備とともに進められてきました。

現在は、以下の3つのいずれかの方法を用いて株主総会を開催することができます。

I リアル株主総会

物理的な会場を設け、株主が実際に会場に赴き、株主総会に出席する方法。

II ハイブリッド型バーチャル株主総会

Iに加え、株主が会場に赴かずにインターネット等の手段を用いて株主総会に出席又は審議等を傍聴する方法。

III バーチャルオンリー株主総会

物理的な会場を設けず、株主がインターネット等の手段によって株主総会に出席する方法(要するにすべてオンライン)。

以上のうちI及びIIは、会社法の規定により開催可能ですが、IIIについては、2021年6月の産業競争力強化法の改正により、会社法の特例として、上場会社において開催が可能となりました。本稿では、IIIについてご説明します。

2 バーチャルオンリー株主総会の開催要件

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主など多くの株主が出席しやすい、物理的な会場を設けない点で運営コストや感染症等のリスクの低減を図れるといったメリットがある一方で、通信障害等のオンライン特有のリスクがあることから、株主の議決権行使等の利益の確保には、より配慮する必要があります。

そのような観点からも、上場会社がバーチャルオンリー株主総会を開催するためには、前提として以下の要件を充たす必要があるとされています。

- ① 省令要件(以下の㉗~㉙)のいずれにも該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けること
- ㉗ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に関する事務(㉘及び㉙の方針に基づく対応に係る事務を含む)の責任者を置いていること
- ② 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針を定めていること
- ㉘ 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること

㉙ 株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数が100人以上であること

② 定款の定めがあること

③ 株主総会の招集決定時に、上記省令要件いずれにも該当していること

3 定款の定め(要件②)

定款については、たとえば、「当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる」のように定めることが考えられます。手続きとしては、株主総会特別決議による定款変更を行う必要があります(会社法466条、309条2項11号)。

なお、産業競争力強化法の経過措置により、要件①の経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社は、定款変更の手続きを経なくても要件②の定款の定めがあるものとみなされていましたが、2023年6月16日をもって経過措置は終了しましたので、定款変更の手続きを経る必要があることに留意すべきです。

4 実際の実況と今後について

2023年6月30日時点で、バーチャルオンリー株主総会を開催した会社は52社、同株主総会の開催を可能とする定款変更議案を株主総会で決議した会社は411社で、それぞれ2022年8月31日時点における22社、316社から増加しており、今後も広がっていくことが予想されます(経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会」(2023年7月、2022年9月))。

現在、非上場会社でバーチャルオンリー株主総会の開催はできませんが、ハイブリッド型バーチャル株主総会(IIの方法)においても、株主の利益により配慮し、双方向性及即時性を確保するための対策は共通しますので、バーチャルオンリー株主総会での課題を参考にすることは有益です。

また、バーチャル株主総会の開催はまだ先であっても、定款の定めにより、株主総会の招集手続に際し、株主総会資料をインターネットで提供する電子提供措置(会社法325条の2以下)をとることができますので、まずは資料のオンライン化から始めるのも一つです(なお、振替株式発行会社では、2023年3月1日以降に開催される株主総会について、電子提供措置をとることが義務付けられています)。

この機会に、株主総会のオンライン化を進めてみてはいかがでしょうか。